



目 次

高知県選挙管理委員会告示	ページ
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日の定め	(10・2 掲示) 1
○衆議院比例代表選出議員選挙における高知市の区域の開票区の定め	〈 〃 〉 1
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者がポスターを掲示することができる最初の日の定め	〈 〃 〉 1
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	〈 〃 〉 1

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和6年10月27日執行予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和6年10月2日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

令和6年10月14日。ただし、年齢については、令和6年10月27日

高知県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定に基づき、令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、高知市の区域を分けて2開票区を次のとおり定めた。

令和6年10月2日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

1 高知市第1区開票区

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりま

や町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高桶、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、柴田町一丁目、柴田町二丁目、柴田町三丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁目、十津四丁目、十津五丁目、十津六丁目、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、一宮、薊野、重倉、久礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町三丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西町四丁目、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮南町一丁目、一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目、一宮中町三丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮徳谷、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡小浜、鏡大利、鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的淵、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖蒲、土佐山

西川、土佐山梶谷、土佐山、土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都網、土佐山弘瀬、土佐山東川及び土佐山中切

2 高知市第2区開票区

高知市第1区開票区に属しない区域

高知県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、令和6年10月27日執行予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者が同条第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和6年10月2日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

衆議院議員総選挙の選挙の期日の公示がされる日

高知県選挙管理委員会告示第62号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月2日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

第74条中「最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）別記様式の備考3の規定に基づき」を「、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理庁令第29号）別記第1号様式備考3の規定に基づき、」に改める。

第75条中「最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）別記様式の備考2の規定に基づき」を「、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則別記第2号様式その1備考2の規定に基づき、」に改める。

第76条中「最高裁判所裁判官国民審査法施行令」を「最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）」に、「、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）」に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月2日から施行する。